



# アダルトサイトの請求画面が消えない!

## 事例1

親の留守中に、中学生の息子が友達とパソコンのアダルトサイトに入り、年齢確認で「20歳以上」をクリックしたら登録完了になってしまったらしい。請求画面が消えず、パソコンを強制終了させてから再起動しても請求画面が現れてしまう。

(当事者：男性 12歳)

## 事例2

小学生の娘が、パソコンでインターネット検索中にアダルト動画サイトにつながり、「はい」を数回クリックしたら登録になったようだ。「3日以内に6万5千円支払うように」との請求画面が貼り付いて消えない。

(当事者：女兒 9歳)



## ひとことアドバイス

- 「アダルトサイトの請求画面が表示され消えない」というトラブルに、大人だけでなく子どもも巻き込まれています。
- 請求画面を閉じても繰り返し表示されたり、パソコンを再起動しても請求画面が現れたりする現象は、ウイルス感染の可能性も考えられます。
- 安易に「はい」「ENTER」などをクリックしたり、プログラムのダウンロードなどを行ったりしないことが大切です。
- ウイルス対策ソフトなどは常に最新の状態に保つようにしましょう。子どもがパソコンを使う家庭では、フィルタリングソフトの導入も効果的です。
- 請求画面の削除には(独)情報処理推進機構(IPA)のホームページが参考になります。  
<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>
- 心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

さぼーとくん



# 消費生活 みみより情報

No.12  
平成23年7月  
発行/市消費生活センター  
編集/市役所市民生活課  
広報市民相談室  
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

## ◆◆◆無料法律相談会を実施しています!◆◆◆

### 借金問題でお悩みの方、ぜひご利用ください!

市では法律問題(相続、遺言、借金問題、交通事故、家族・親族関係その他)でトラブルや悩みを抱えている市民を対象に、無料法律相談会を実施しています。借金問題でお悩みの方は特に、早めの相談をお勧めします!相談することで解決が早まります!秘密は固く守られますのでぜひご相談ください。

内 容	鹿児島県弁護士会所属の弁護士が、法律の一般的な説明及び問題に対する対処方法、法的手段の手続きの仕方などについて助言します。
対 象 者	西之表市民
利 用 料	無料
相談の方法	面談
平成23年度 7月以降の相談日	平成23年8月25日(木曜日) 平成23年10月27日(木曜日) 平成23年12月22日(木曜日) 平成24年2月23日(木曜日)
時 間	午前10時~12時 午後1時30分~2時30分
相 談 会 場	市役所2階会議室
人数・相談時間	各回6人、一人当たり30分程度
予約申込み 問い合わせ先	市役所市民生活課広報市民相談室 午前8時30分~午後5時15分(土日祝日を除く) 電話 22-1111 内線 306

## ◆◆◆ご注意ください! 怪しい貴金属の買い取り◆◆◆

### 《相談事例》

突然、知らない男性が訪問してきて、「知らない貴金属はありませんか?すべて買い取ります、家にあるものをすべて出してください」といわれた。信用できるか。

### ひとことアドバイス

貴金属の買い取りについては、『売り上げを震災の義援金にする』『ペースメーカーなどの医療機器に再利用される』など親切心に付け込むケースや『わけが分からないうちに買い取られた』『強引で怖かった』など、全国でも悪質なケースが報告されています。被害にあわないために見知らぬ人の訪問には十分注意し、必要のない勧誘ははっきり断りましょう。

**注意!**

**「温泉付有料老人ホームの利用権」を勧誘する業者!  
あやしい業者の勧誘には耳を貸さない! 手を出さない!**

## 海外宝くじのダイレクトメールにご注意ください！

### 《事例1》

「賞金百万円の海外宝くじに当選しました。賞金を受け取るための手続きを代行するので、五千円を支払ってください。」という通知がダイレクトメールで届いた。信用できるか。

### 《事例2》

「宝くじが当選した」という内容の封書が航空便で届いた。クレジットカードの番号を記入して返信するように書いてあるが、大丈夫なのか。

## 海外宝くじの手口とは

海外宝くじの当選通知は、オーストラリアやカナダ、中国などといった外国からのエアメールを装い、あたかも海外の宝くじで高額賞金が当選したかのような書類が、ダイレクトメールで届きます。書類には、事例1のように「賞金を受け取るための手続きを代行する」などといって、**2千円から1万円前後の手続き費用の納付を求めるもの**や、事例2のように、支払い方法や申込み方法を複数提示し、個人の**銀行口座やクレジットカードの番号を記入して返送させる**ような内容のものがありその手口は巧妙化しています。

## 海外宝くじの違法性

自分が海外に出かけて現地で海外宝くじを購入することは違法ではありませんが、**日本国内で宝くじを販売、販売の取次ぎ、購入することは刑法187条(富くじ発売等)で禁止されています。**海外宝くじを国内の業者から購入することはもちろん、海外からのダイレクトメールやインターネットを見て購入することも、その行為が日本で行われている場合は法律違反となるので注意が必要です。

## ダイレクトメールに記載された個人情報について

通信販売で商品を買ったり、何かの抽選に応募したり、景品をもらうために名前を記入した覚えはありませんか？そのような場で記入した個人情報が業者から業者へと出回っていると思われる場合があります。**不用意にどこにでも名前を書くことは要注意です。**

## 被害に遭わないために

- ①申し込んでいないのに、「当選しました」「当選確実」といった甘い話は疑いましょう。
- ②安易にクレジットカードの番号や電話番号などの個人情報を教えないようにしましょう。
- ③ダイレクトメール等で送り主と連絡を取ってはいけません。
- ④刑法の違法行為に抵触する恐れがあるので、絶対に申し込んではいけません。
- ⑤不審なダイレクトメールが届いたときは、自分ひとりで判断せず、家族や友人に相談したり、市役所消費生活センターに相談しましょう。

## ★★★ 無料で海産物を送るといふ不信な電話に注意！！ ★★★

最近西之表市内において、『北海道の業者から「無料で昆布を送ります！」という電話が来た。昆布が送られてきたらどうすればいいか』という相談が多数寄せられています。不特定多数の市民に電話して、最初は「無料」であることを強調し、さらに高額な海産物を販売する手口のようなのです。必要のない商品の勧誘を受けたらはっきり「いりません!」「お断りします!」といいましょう。もし頼んでいないのに商品が送られてきたら、業者名と連絡先をひかえた上で、受け取りを拒否してください。気になることがありましたら早めに市役所消費生活センターにご連絡ください。

## あなたは大丈夫？ 未公開株や社債のあやしい儲け話!!

### 絶対に耳を貸さない！ 手を出さない！

必ず儲かります！  
元本保証！



代わりに買って！



高値で買い取る



ダイレクトメールで、A社から未公開株のパフレットが届き、興味がないので放置していた。その後「A社のパフレットが届いていないか」と複数の業者から電話があり、「自分では買うことが出来ないで買ってもらえないか、高値で買い取る」「地震で会社が大変なときで自分では買えない、必ず買い戻すので代わりに買ってほしい」といわれ、そんなにいい会社なのかと信用してしまい100万円投資してしまった。

### トラブルに巻き込まれないために

未公開株は上場されなければ換金する方法はほとんどありません。未公開株・社債購入の相談事例の場合「ほぼ全損」になることがほとんどです。未公開株の勧誘については、詐欺的なものもありますので、少しでも不信な点があれば投資は見合わせたほうがいいでしょう。

## 国民生活センターも注意を呼びかけています

(以下国民生活センターホームページより抜粋)

### 《相談事例から見た問題点》

- 無登録業者による未公開株等の勧誘は金融商品取引法違反
- 自己募集では買取業者が登場するが、「高値で買い取る」などの約束は守られない
- 過去に未公開株等を購入したことのある高齢者が狙われている
- 公的機関や証券会社をかたるケースも多い
- 支払ったお金を取り戻すことは困難

### 《消費者へのアドバイス》

- ◆安易な儲け話はきっぱり断ること
- ◆公的機関を名乗るケースは注意すること
- ◆買い取りが実行されることはまずない
- ◆支払ったお金を取り戻すのは難しいので、あわててお金を支払わないこと
- ◆過去に取引経験のある消費者は特に注意すること
- ◆高齢者のトラブルが多いので、家族や地域で見守ること
- ◆トラブルにあったら、すぐに消費生活センターに相談すること

過去に投資や未公開株のトラブルにあった方が、「お金を取り戻してあげる」などと甘い言葉で勧誘され、さらなる被害にあうケースも発生しています。うまい話には要注意です。